



ベビーカーマーク

「ベビーカーマーク」をご存知ですか？

公共交通機関や公共施設などのバリアフリー化の進展に伴い、ベビーカーの利用者にとっては利用しやすい環境となってきましたが、より一層利用しやすくなるための環境整備が求められています。

このため、国土交通省では平成25年6月に「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」を設置し、ベビーカーを安全に利用できる場所を表す「統一的なベビーカーマーク」の策定、ベビーカーを安全に利用するための注意点およびベビーカー使用者と周囲の方の相互の理解と配慮を求める「ベビーカー利用にあたってのお願い」の作成（ともに平成26年3月）などに取り組んできました。

ベビーカーマークは、公共交通機関や公共施設などのエレベーター、鉄道やバスの車両スペースなどに掲出され、安全な使用方法を守った上でベビーカーを折りたたまずに利用できるなど、ベビーカーを安心して利用できる場所・設備を表しています。

一方、エスカレーターなど、ベビーカーの使用にあたり危険が伴うと思われる場所・設備にはベビーカー使用禁止マークを掲出しています。

公共交通機関などで、ベビーカーを安全・安心して利用いただくには、ベビーカー使用者と周囲の方が、お互いに理解・配慮しあう



ベビーカー使用禁止マーク

ベビーカー利用にあたってのお願い

● ベビーカーマークの掲出例 ●



電車の車内



電車のドア付近



エレベーター

ことが大切であり、平成26年度より毎年5月に「ベビーカー利用に関するキャンペーン」を実施し、「ベビーカーマーク」および「ベビーカー利用にあたってのお願い」の普及・啓発に向けた取り組みを行っています。

今後、さらにベビーカー使用者の利便性・安全性を向上させるためには、施設の整備に加えてベビーカー使用者のマナー向上と共に、ベビーカーの利用に対する周囲の方の理解や協力が不可欠です。国土交通省としても、ベビーカー利用環境のさらなる向上にむけて、取り組みを進めてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

各種施設向け



鉄道事業者向け



バス事業者向け



ベビーカーマークについてのお知らせ

検索

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000091.html

